

特定非営利活動法人及び一般社団法人に対する固定資産税の減免基準

(趣旨)

第1条 この減免基準は、登別市税条例（昭和25年条例第26号。以下「条例」という。）第71条第1項第2号及び登別市税賦課徴収規則（昭和48年規則第2号）第19条の2第3号の規定に基づき、公益のために使用する固定資産で市長が認めるものについて、地域づくりや公共的サービスの新たな担い手として期待されている特定非営利活動法人（以下「NPO法人という。）及び一般社団法人の活動の公益性等に着目し、NPO法人及び一般社団法人の健全な発展の促進を支援するため、固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）の減免の取扱について定める。

(定義)

第2条 この減免基準における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 次条第1項第3号に規定する「無償で提供する」とは、施設の使用料、入場料、事業の参加料（事業の性質から教材費等の実費相当額を徴収する場合を除く。）などを徴収しないことをいう。
- (2) 次条第1項3号に規定する「市が関与するもの」とは、国又は北海道から当該固定資産（家屋）の建築に対する補助金の交付にあたって、市が一定の関与をしたものをいう。
- (3) 次条第1項第3号の後段に規定する「当該固定資産内において一切の収益事業を行わないもの」とは、当該固定資産は当該家屋であって、当該家屋の内部において、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第5条第1項に規定される34種類の収益事業を一切行わないことをいう。

(固定資産税等の減免の要件等)

第3条 NPO法人及び一般社団法人に対する固定資産税等の減免の要件は、NPO法人及び一般社団法人が賦課期日現在所有し、現に次の第1号から第3号の用途に供している固定資産に係る固定資産税等の相当額を減免できるものとする。

- (1) 地方税法（昭和25年法律第226号）第348条第2項第10号から第10号の6に規定する社会福祉事業に準じると認める事業に供している固定資産であること。この場合において、一般社団法人にあつては、法人税申告の区分における「非営利型」に限る。
- (2) 地方税法第348条第2項第9号に規定する博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館に準じると認める固定資産であること。この場合において、一般社団法人にあつては、法人税申告の区分における「非営利型」に限る。
- (3) 世代間の交流機会の場や障がい者との交流機会の場等を無償で提供する共生型の事業に供する固定資産であること。この場合において、当該固定資産の設置にあたっては市が関与するものに限り、かつ、当該固定資産内において一切の収益

事業を行わないものに限る。

- 2 前項による減免の対象となる固定資産は、土地、家屋及び償却資産とする。
- 3 前項による減免の割合は、第1項の減免要件に適合する当該固定資産に係る固定資産税等に相当する税の全部とする。ただし、土地、家屋及び償却資産の適用区分は、次の割合による。
 - (1) 土地 家屋の減免割合に準じた割合とする。
 - (2) 家屋 当該家屋全体の床面積に占める減免要件に適合する事業に供する床面積の割合とする。
 - (3) 償却資産 家屋の減免割合に準じた割合とする。
(申請の手続き等)

第4条 減免を受けようとするNPO法人及び一般社団法人は、毎年度、納期限前7日までに、市税減免申請書に次の書類を添付し市長に提出しなければならない。この場合において、第3号から第6号までの添付書類については、前年度からその内容に変更が生じていないときは、次年度以後の申請には添付を要しないものとする。

- (1) 事業報告書 (写)
- (2) 収支予算書、収支決算書 (写)
- (3) 委託契約書 (写)
- (4) 定款 (写)
- (5) 設立趣意書 (写)
- (6) 登記簿謄本 (写)
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、上記の申請があった場合は、減免の可否について、速やかに申請のあったNPO法人及び一般社団法人に通知するものとする。

(減免の取消し)

第5条 固定資産税等の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合又は減免要件に適合しなくなった場合においては、条例第71条第3項の規定によって、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

2 市長は、前項の申告を受けたときは、直ちに減免を取り消すものとし、減免事由の消滅又は減免要件に適合しなくなった日以後の納期に係る固定資産税等から、減免がなかったものとして取り扱うものとする。

附 則

- 1 この減免基準は、平成23年4月1日から適用する。
- 2 この改正後の減免基準は、平成23年度分以後の固定資産税等から適用し、平成22年度分までの固定資産税等については、なお従前の例による。
- 3 この改正前の減免基準において平成23年度分の減免決定したものについては、改正後の減免基準の相当規定により減免決定したものとみなす。

特定非営利活動法人及び一般社団法人に対する固定資産税の減免基準の解説

(趣旨)

第1条 この解説は、特定非営利活動法人及び一般社団法人に対する固定資産税の減免基準（以下「基準」という。）の適用に当たり、基準の意図するところを明確にするため、その解釈及び解説を定める。

(減免要件の認定等)

第2条 基準第3条第1項の減免要件の認定等については、次の各号の定めるところによる。

- (1) 基準第3条各号の減免要件の認定に当って、賦課期日現在、実質的に活動を休止しているNPO法人及び一般社団法人は、減免要件の認定から除外する。
- (2) 基準第3条第1項第1号又は第2号に規定するNPO法人の特定非営利活動及び一般社団法人（非営利型）の社会福祉事業又は博物館に準ずる減免要件の用に供する部分以外の部分は、減免の対象から除外する。
- (3) 基準第3条第1項第3号に規定するNPO法人の特定非営利活動及び一般社団法人の世代間の交流機会の場合や障がい者との交流機会の場合等を無償で提供するなどの共生型の事業の減免要件の用に供する部分は、当該固定資産の家屋全体に着目した規定であることから、前号の規定にかかわらず、部分認定をすることなく、家屋全体で減免要件の適否を認定する。この場合において、当該家屋の一部を有償、無償にかかわらず、他の団体等に貸付けしているときは、減免要件の認定から除外する。

附 則

この解説は、平成23年4月1日から適用する。